

火力発電に係る判断基準ワーキンググループの開催趣旨について

平成30年12月

資源エネルギー庁

1. 設置の背景

エネルギーミックスの実現に向けては、火力発電の高効率化を図ることが重要である。

このため、LNG火力発電については設備全体としてコンバインドサイクル相当、石炭火力発電については超々臨界圧相当の発電効率を目指すとともに、効率の悪い小規模石炭火力発電等を抑制し、また、事業者単位の取組の評価によって老朽化した火力発電の新陳代謝を図る観点から、省エネ法の告示である判断基準（平成21年経済産業省告示第66号）の見直しを行うため、平成27年7月に、総合資源エネルギー調査会省エネルギー小委員会の下に火力発電に係る判断基準ワーキンググループを設置した。

2. 今年度の開催趣旨

火力発電に係る判断基準ワーキンググループにおいては、平成27年度に省エネ法の判断基準である「発電専用設備の新設に当たっての措置」及び「電力供給業におけるベンチマーク制度」の見直しを行った。

今年度は、平成30年度定期報告において報告が行われた電力供給業におけるベンチマーク指標の状況を確認するとともに、本年7月3日に閣議決定された第5次エネルギー基本計画等を踏まえながら、火力発電の高効率化に向けた詳細制度について必要な検討を進めていくこととする。